

# ハラスメント防止のための体制整備と実務

## HARASSMENT AT WORK



ハラスメント防止措置の実施が事業主に義務付けられたことは知っていても、具体的に何をすればよいのかわからない方が多いのではないのでしょうか。また、本年6月11日に労働施策総合推進法等が改正され、カスタマーハラスメント及び就活ハラスメントについても防止措置が課されました。本セミナーでは、ハラスメント防止のための体制整備の実務および法改正情報について学びます。

日時

令和7年

10月21日(火)  
14:00~15:30

講師

社会保険労務士法人  
堀口労務行政事務所  
特定社会保険労務士  
キャリアコンサルタント  
平野 直美



場所

帯広市総合体育館 よつ葉アリーナ十勝  
1階「研修室ABCD」  
(帯広市大通北1丁目1番地)

【主な研修実績】

企業研修 ハラスメント防止研修、労務管理研修、  
ジェネレーションギャップとコミュニケーション  
北海道中小企業団体中央会十勝支部 人材採用セミナー  
帯広商工会議所 給与計算担当者実務者セミナー

定員

50名 参加無料

セミナーの  
主な内容

- 企業が講ずるべきハラスメント防止措置とは
- ハラスメント発生時における対応及び防止措置の実務
- ハラスメントと指導の違いとは ~事例から考える~
- 法改正情報:カスタマーハラスメントと就活ハラスメントについて

問合先等

主催：協同組合 北海道労働福祉協会  
共催：社会保険労務士法人 堀口労務行政事務所  
後援：北海道中小企業団体中央会十勝支部

問合先：帯広市東7条南10丁目11番地8  
TEL 0155-27-1617  
FAX 0155-27-1626  
(担当 前田・野村)